

町会だより NO. 3号



令和8年3月

東部追分町会

町会費 コンビニ・郵便局納付

ご注意ください

詳細は、払込票が入っている封筒に同封の別紙をご確認ください。

※1-29班、2-38班、2-65班、賛助会員を除く。

3/1~5/20まで⇒

コンビニ・郵便局納付可能期間

6/1~9/30まで⇒

班長さんによる、現金での集金期間



☆ 新入学記念行事 ☆

青少年育成部

日程:令和8年3月中旬から下旬

当町会では、新入学を記念いたしまして、対象児童のご家庭に、御祝品(図書カード)を配布致します。

配布は、上記日程にて順次配布させて頂く予定です。

!!! ご注意 !!!

当町会の会員で、浜分小学校以外に御入学予定のご家庭に関しては、個別に会長までご連絡いただけますようお願い申し上げます。
(会長電話)



イヌ・ネコなどのペットや 野良犬・野良猫の糞尿被害について

環境衛生部

町会では、犬や猫などの糞尿による被害で困っているというような相談が数多く寄せられています。公園や道路・歩道だけでなく、ご家庭の敷地内の大事に育てた家庭菜園や花畑にまで、糞尿で迷惑を受けている人は少なくありません。

① ペットを散歩させるときは、

必ず糞袋など持参し、放置することのないようにしましょう。

② **猫に関して、特に多いのが糞尿に関する苦情**です。猫を外で飼うと、飼い主が気づかないうちに、ご近所の庭先や車庫などでの糞尿で迷惑をかける場合があります。他の方への迷惑防止のために、**室内で飼うように**しましょう。

③ **野良猫や野生動物への餌付けは、北州市環境美化条例で禁止されています!**

猫がかわいいからといって餌を与え続けると、いたずらに野良猫が増え、糞尿等によって不衛生な状態となります。責任を持ち、自宅等で飼育できないのであれば、絶対に餌付けをしてはいけません。



野良犬猫・野性動物に
工サを
与えないで下さい



自転車の「青切符」 4月1日から!

4月1日より自転車も反則金制度の対象になります!
↓下記一部抜粋して掲載しています

自転車の主な違反と反則金 (16歳以上が対象) 毎年4月から	
スマホなどのながら運転 1万2000円	信号無視 6000円
右側通行 6000円	指定場所一時不停止 5000円

車の運転も、雪解けでできた水たまりや
(歩行者にかかっちゃう💧)
道路の穴など、スピードの出し過ぎに
気を付けましょう!
ゆっくり走ろう「でっかいどう」です!
お互いの思いやりで
交通事故を減らしましょう!

第71回 定期総会 無事終了致しました!

2026年2月15日(日)、第71回定期総会を開催し無事終了することができました!

会員数 1,085 世帯中、議決票 811 世帯となり、過半数に達しているため総会成立致しました。

お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご理解とご協力をいただきまして議案は全て可決致しました。



3月20日(金)

春分の日

追分稻荷神社からの お知らせです

旧初午・厄祓い祈禱祭のご案内です
3月15日(日)午前11時~
受付は午前10時30分~
初穂料: 1名 2,000円
(お守り・長寿箸・お礼付き)
追分稻荷神社 東部追分総代 齊藤 幸市



3月 町会資源回収日 は15日

※午前8時までに
出してください※

回収する物は、アルミ缶、新聞、段ボール、日本酒の一升瓶、ビール瓶(リターナブル瓶に限る)です。

東部追分町会LINEアカウント 是非ご登録ください!

北斗市の広報や議会だよりがマチイロアプリを登録することにより、スマホでいつでもご覧になれます(^)/
また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」では、今日がなんのゴミの日か、スマホですぐわかる!とても便利です♪
東部追分町会の町会だよりも、発行の都度、カラー版でLINEに掲載しますよー!
今まで通り、紙での配布も継続致します!

町会の皆様、右のQRコードからお友達登録お願い致します!
ご家族皆さんで登録できます!

※班番(不明の場合は住所)・氏名を
トーク画面にてお知らせください!



2月の主な参加行事一覧

- 2/1(日)
北斗市功労者表彰
[会長出席]
- 2/4(水)
浜分地区町会連絡協議会
[会長出席]
- 2/14(土)
男女共同参画パートナーシップ
[女性部長出席]
- 2/21(土)
町会連合会創立20周年
記念式典祝賀会
[会長出席]

令和8年3月

東部追分町会会員 各位

東部追分町会
会長 栃木 正則

町会費のコンビニ・郵便局収納について

東部追分町会では、班長業務の負担軽減を鑑み、下記に示すことを主な目的として、令和7年度より町内会費の収納において、「コンビニ・郵便局収納」を導入しています。

昨年は90%以上の方々が利用して下さいました！

皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 目的 町内会費の収納において、町内会員全員の集金に係る負担を減らすこと
- 2 コンビニ・郵便局収納の内容

3月	4月	5月20日まで	6月	7月	8月	9月30日
 コンビニ・郵便局収納可能期間			従来通りの班長さんによる 現金での集金期間 (※コンビニ・郵便局収納を 利用しなかった班員向け)			

- (1)年1回、町内会費をコンビニ・郵便局で収納できる収納用紙を各会員に配布します。
各会員は、各自都合の良い時にコンビニ・郵便局で町内会費を収納することができます。
この収納用紙は、全国のほぼ全ての主要なコンビニにおいて使用できます。
- (2)収納金額は、1年間分(1月～12月分)として2,400円となります。
- (3)コンビニ収納について、次の班を除く。
1-29班、2-38班、2-65班、賛助会員

3 収納期限 2026年5月20日まで

- ※ あて名、あて先にお間違いがないかご確認ください。
- ※ 期限を過ぎると収納ができなくなりますのでご注意ください。
- ※ 領収書や払込受領証などは、払込みの証拠となりますので大切に保存してください。
(お支払済みの確認書類になります)
- ※ もし収納用紙を汚損・紛失の場合は、東部追分町会の下記担当役員までご連絡ください。

担当役員:会長宅 栃木 電話番号

会計 斉藤宅 電話番号